

令和5年度 公文書開示状況（5月決定分） 監査事務局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R5.5.2	R5.5.16	① 東京都（知事部局以外も含む。以下同じ。）が締結する契約が「公法上の契約」に該当するかどうかを判断するための基準が分かる文書 ② 東京都が締結する契約が「公法上の契約に類する契約」に該当するかどうかを判断するための基準が分かる文書 ③ 横浜地裁平成12年3月29日判決（判タ1101号112頁）及び東京地裁平成19年11月30日判決（LEX/DB25483268）において、地方自治法第234条について「公法／私法」の区別がどのように扱われているか、その内容を記載又は要約した文書等、上記①②の判断に資するために監査委員・同事務局が保有している同2判決に関する文書（当該判決を含む。）				1											請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	監査事務局 総務課
2	R5.5.16	R5.5.25	令和5年4月27日発表 5監総第85号 令和4年度東京都若年被害女性等支援事業委託に関する住民監査請求の結果より、2ページ、3ページに記載される“予備的調査によれば”の予備的調査に係る書類全て。			1				1				1				当該公文書は、東京都情報公開条例第7条第3号により、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの及び同条第6号により、都の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため、開示をしない。	監査事務局 総務課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。